

琴浦町部落差別撤廃と あらゆる差別をなくする条例

平成 16 年 9 月 1 日
条例第 125 号

(目的)

第 1 条 この条例は、現存する部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳がおかされていることにかんがみ、法の下に平等を定め、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、すべての町民に基本的人権を保障し、根本的かつ速やかに差別をなくし、町民一人ひとりの参加により、差別のない住みよい琴浦町(以下「町」という。)の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第 2 条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第 3 条 町民は、相互に基本的人権を尊重しあい、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(町の施策等)

第 4 条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、雇用の促進、教育文化の向上及び人権擁護等の施策を総合的に策定し、その推進に努めるものとする。

(人権啓発活動の充実)

第 5 条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、啓発推進団体等との連携を図り、啓発事業の充実に努め、差別を許さない人権擁護の社会的環境の醸成に努めるものとする。

(実態調査等の実施)

第 6 条 町は、前 2 条の施策の策定及び推進のために、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第 7 条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策を推進するため、国、県及び関係団体との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第 8 条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項を調査審議するため、琴浦町差別をなくする審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営について、必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。